

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 告示 肥料検査の結果
買収令書交付不能一覧表
建設業者の変更登録
生活保護法による医療機関の指定
開墾工事補助規程の一部改正
土地改良事業認可
- ◇ 告示 牛の移動禁止区域の指定
豚コレラ予防に関する規則による指定区域の解除
森林区施設計画案の公表
- ◇ 公安告示 交通管制

告示

鳥取県告示第五百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十年四月並びに五月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

（四月分）

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	不合格点数
硫酸アンモニア	住友化学工業株式会社 宇倍興産株式会社	一	〇
塩化アンモニア	徳山曹達株式会社 旭硝子工業株式会社	一	〇
過磷酸石灰	株式会社多木製肥所	二	〇
熔成燐肥	昭和電工株式会社	一	〇
塩化加里	第一物産株式会社	一	〇
普通配合肥料	鳥取県中央農業協同組合連合会	四二	〇
	大和肥料株式会社	三	〇
	中島化学工業株式会社	三	〇

化成肥料	朝日化成工業株式会社	三〇〇	化成肥料	片倉肥料株式会社	三〇〇
脱脂大豆粕	神島化学工業株式会社	三〇〇		住友化学工業株式会社	三〇〇
ひまし油粕粉末	豊年製油株式会社	一〇〇		神島化学工業株式会社	三〇〇
(五月分)	吉原製油株式会社	一〇〇		昭和電工株式会社	三〇〇
硫酸アンモニア	豊国製油株式会社	二〇〇		日本チツカリン肥料株式会社	七〇〇
尿素	東洋高压工業株式会社	一〇〇	鳥取県告示第五百二十一号		
石灰窒素	三菱化成工業株式会社	一〇〇	次の土地の買収令書は交付ができないので、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十二条第四項において準用する、同法第五十条第三項の規定によりその内容を次のように公示する。		
普通配合肥料	東洋高压工業株式会社	一〇〇	昭和三十年十月二十一日		
	昭和電工株式会社	一〇〇	鳥取県知事 遠藤 茂		
	窒磷加肥料工業株式会社	三〇〇			
	大和肥料株式会社	三〇〇			
	株式会社多木製肥所	三〇〇			
一 土地等の所在及び対価等の表示					

倉吉市黒見字仲尾五四一ノ三	山	山	〇、五三三	反	〇、五三三	反	西ノ七	倉吉市黒見	池田 平一
台帳現況	台帳	買収	対	地	価	所有者の住所氏名			

八頭郡上私都村大字麻字麻生谷	〇、五四七	〇、五四四	〇、五三四	西ノ八三	八頭郡上私都村大字麻生	森本吉雄
七五ノ一	〇、六〇〇	〇、六〇〇	九〇七	〇、六〇七	大阪府堺市北長尾町一ノ二五	岡山 君子
西伯郡名和町大字古御堂字上金	六六二	六九二	八三三	六九二	大阪府堺市北長尾町一ノ二五	岡山 君子
蔵平ル五五九ノ六四						
二 対価の支払方法 供託する。						
三 買収の期日 昭和三十年十一月一日						

鳥取県告示第五百二十二号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定に
 登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 昭和三十年 山住建設
 (は)第三七〇号 三月二日
 (新) 鳥取市西町三区
 (旧) 元鑄物師町九五
 主たる営業所在地
 昭和三十年十月二十一日
 鳥取県知事 遠藤 茂
 申請者氏名 山住 達雄

鳥取県告示第五百二十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

診療科名	名称	所在地	指定年月日
		鳥取県知事 遠藤 茂	

外科、内科、小児科 東郷湖畔診療所 東伯郡東郷町松崎五五四 昭和三十年五月四日
 外科、内科、小児科、皮膚泌尿科 仲倉医院 倉吉市鍛冶町一丁目二、七八九 五月三日
 皮膚泌尿科 仲倉医院小鴨出張所 小鴨 〃 〃
 内科、小児科 浜田医院 八頭郡河原町大字河原 〃 〃 九月五日

鳥取県告示第五百二十四号

開墾工事補助規程（昭和二十三年十月鳥取県告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条を次のように改める。

第二条 補助金は開墾工事に要する経費に対して交付する。

第三条第一号を次のように改める。

一 入植者又は入植者の団体の行う開田又は開畑の事業に要する経費、但し、入植者については一戸当り開田又は開畑計画面積の八十パーセントまでの施行部分に要する経費。

工事費の百分の四十五以内

第三条に次の一号を加える。

四 開墾建設工事によつて造成した農用道路につき
 知事の適当と認める団体が行う補修又は改修に関する工事に要する経費。

工事費の三分の二以内

第四条第一項第一号及び第二号を次のように改める

- 一 事業計画書 様式第三号
- 二 収支予算書 様式第四号

様式第一号から第五号までを次のように改める。

様式第一号

農地開発開墾工事補助申請

別紙事業計画の事業を施行したので補助して下さるよ

5 開墾工事補助規程によつて申請します。

昭和 年 月 日 住所

氏名（事業主体代表者） 印

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第二号

開墾工事補助金請求書

一金

昭和 年度（昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで）事業のため支出した金額

開墾工事補助規程第三条第一号 開墾費 円に対し 4.5 割以内

” 第二号 開墾建設附帯工事費 円に対し 6.0 割以内

” 第三号 小田建設補助工事費 円に対し 5.0 割以内

” 第四号 道路補修事業費 円に対し 3分の2以内

昭和 年 月 日附鳥取県受農開墾 号で指令された補助金を交付して下さいよう事業成績書及び
 収支決算書を添え請求します。

昭和 年 月 日

住所

氏名（事業主体代表者）

印

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第三号

(1) 第三条第一号の場合

(4) 事業計画書 (事業成績書)

鳥取県

着手年度 年一連 年度別号	地区名	前年度 までの 事業量	本年度				増反者分		翌年度 以降の 増産見込量			
			区 分	事業量	事業費	事業費	増反者 事業量	増反者 事業費				
	開田町	補助分	円	町	円	円	円	円	戸	開田町	開田町	開田町
	開田町	非補助分								開田町	開田町	開田町
		計										

同上 (略)

計	開田町 開田町 計	補助分		非補助分		開田町 開田町 計
		町	計	町	計	

- 備考
- 1、「着手年度」欄にはその地区の開墾事業着手年度を記載すること。
 - 2、「事業費単価」欄にはその地区における事業費の平均反当単価を記載すること。
 - 3、「増産見込量」欄には米、麦、甘しよ等にわけて熟地後の見込量を記載すること。
 - 4、国庫補助金の外果費補助金がある場合には、入植者の「補助金額」欄には、「国庫」及び「県費」の2欄

鳥取県 地区 工事設計書

1	地区所在地	事業主体									
2	土地の現況										
3	事業の目的										
4	工事及び事業に要する費用	(昭和	年度)	摘要							
	区分	員数	単位	単価	金額	摘要					
	開田町		町	円	円						
	開田町		町								
	幹線道路費		メートル								
	幹線用水路費		メートル								
	幹線排水路費		メートル								
										
	計										

を設けて、その金額を記載し「摘要」欄に「県費補助率既入植「何」割新規入植「何」割」等と記載すること。
 5、1地区の補助金が50万円をこえる工事については地区別に次の様式の工事設計書(事業計画書、事業成績書とも)を添えること。

5 工事開始及び終了予定時期 (本年度分) 昭和 年 月 日 開始
昭和 年 月 日 終了

6 記事

備考 1、2の「土地の現況」欄には交通、地勢、土質、地下水、河川、溪流等の現況を記載すること。

2、4の幹線道路費、幹線水路費、幹線排水路費等は第三条第三号の工事(小田地補助工事)に伴うものについてのみ記載し「摘要」欄には開田及び開墾費にあつては、それぞれの反当標準歩掛(拔根、荒起、碎土、その他に区分)按根面積、刈払面積等を道路、水路等(小田地補助工事に伴う分)にあつては規格を示し、規格別の延長又は箇数を記載すること。

8、6の「記事」欄には開墾の順序方法、人夫賃、単価等工事直接参考となるべき事項を記載すること。

(2) 第三条第二号の場合

事業計画書 (事業成績書) 鳥取県

附帯工事 着手年度	地区名	地区 総面積 町	開墾計画 総面積 町	事業主体	本年度 事業費 円	同上負担区分			本年度 事業受 益面積 町	同上増産見込量(熟地後)					摘要
						国 円	県 円	その他 円		米	麦	何々	何々	何々	
計															

備考 次の様式の工事設計書を(事業計画書、事業成績書とも)添えること。

工事設計書 鳥取県 地区

1 地区の所在地		事業主体	
2 土地の現況			
3 事業の目的			
4 事業計画及び事業費 (昭和 年度)			
区分	事業量	単位	事業費 円
道 路			
土 工		メートル	
橋 梁		箇所	
.....			
かんがい施設			
用 水 路		メートル	
.....			
排 水 施設			
排 水 路		メートル	
.....			
飲料水施設			
水 路		メートル	

.....									
工事雑費									
計									

5 工事の開始及び終了予定時期（本年度分） 昭和 年 月 日 開始 昭和 年 月 日 終了

6 添付図面（但し1件補助金200万円未満のものは要しない）

- (1) 位置図（地理調査所発行の5万分の1地図）
- (2) 計画平面図
- (3) 主要構造図

備考 1、事業成績書に添える工事設計書の場合は、4の事業量は事業成績を同事業費は決算額を計上し、5の「工事の開始及び終了予定時期」は工事の開始及び終了時期とすること。
2、この設計書は2部提出すること。但し1件補助金200万円以上のものは1部を増すこと。

(3) 第三条第三号の場合

事業計画書（事業成績書） 鳥取県

地区名	事業主体	基 本 工 事				本年度事業費 円	本年度補助金 円	関係戸数	関係戸開田 町	関係係開墾面積	増産見込量	摘 要
		工 種	事 業 量	本 年 度 量	翌年度以降							
		水源工事										
		用水工事										
		排水工事										
		道路工事										
		計										

計 同 上 略

備考 1、「事業量」欄には延長のものにあつては、メートルを単位として記載すること。
2 国庫補助金の外県費補助金がある場合には第三条第一号の場合の備考4に準じて記載すること。
3、「関係戸数」「関係開墾面積」及び「増産見込量」の各欄には工事受益面積分を記載し「増産見込量」欄には米、麦、甘しよ等にわけ開墾完了熟地後の見込量を記載すること。

4、基本工事施行地区は地区ごとくに2に準じて工事設計書を添えること。
(4) 第三条第四号の場合

事業計画書 (事業成績書) 鳥取県

補修工事着手年度	地区(開拓道)名(開路線)	事業主体	本年度事業量 補修 改修	本年度事業費 マートル マートル 箇所	同上負担区分				摘要
					国	県	村(市町)	その他	
				円	円	円	円	円	

略

備考 次の様式の工事設計書を(事業計画書、事業成績書とも)添えること。

工事設計書 鳥取県 地区(路線)

1	地区(路線)の所在地	事業主体			
2	道路の現況				
3	事業の目的				
4	事業計画及び事業費 (昭和 年度)				
区	分	事業量	単位	事業費	摘要
工	事	費		円	

敷	砂	利				
.....				
.....				
工	事	雑	費			
計						

5 工事の開始及び終了予定時期(本年度分) 昭和 年 月 日 開始
昭和 年 月 日 終了

6 添付図面

- (1) 位置図(地理調査所発行5万分の1地図)
- (2) 計画平面図
- (3) 主要構造図

備考 1、事業成績書に添える工事設計書の場合は4の事業量は事業成績を同事業費は決算額を計上し、5の「工事開始及び終了予定時期」は工事の開始及び終了時期とする。

2、この工事設計書は2部提出すること。但し1件補助金200万円以上のものは1部を増すこと。

様式第四号

收支予算書 (收支決算書)

収入の部

区	分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (決算額)	差引増△減 円	摘	要
	国庫補助金					
	事業費補助					
	地方事務費補助					
	県費					
	事業費					
	地方事務費					
	計					
支出の部						
区	分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (決算額)	差引増△減 円	摘	要
	事業費補助金					
	地方事務費					
	計					

備考 支出の部には次の様式の地方事務費明細書を添えること。

地方事務費明細費

種別	区	分	金額	備考
消耗品費	文具費			
役務費	通信費			
備品費	庁用器具費			
旅費	県内旅費			
俸給及び諸手当	俸給			
.....			
.....			
.....			
計				

様式第五号

工事着手(終了)届

昭和 年 月 日 鳥取県受農開第 号で指
 令された工事は昭和 年 月 日着手(終了)し
 ましたからお届けします。

昭和 年 月 日

住所
 氏名 (事業主体代表者) 印
 鳥取県知事 氏 名 殿

附 則

この規程は昭和三十年度分から適用する。

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八
 条第三項において準用する第十条第一項の規定により、
 土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、
 次のように認可した。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良区の名称 認可年月日

米沢村貝田土地改良区 昭和三十年十月十七日

法勝寺

鳥取県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、日野郡伯南町が行う土地改良事業について、昭和三十年十月十七日認可した。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十七号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第三条の規定による移動を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

移動禁止区域

西伯郡大山町

大山村

西伯町

米子市のうち旧成美村の区域

鳥取県告示第五百二十八号

昭和三十年八月鳥取県告示第三百八十五号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域（静岡県）を解除する。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により、XX森林区の森林区施業計画案を次の場所において、公表する。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 鳥取県庁
- 一 鳥取県東部山林事務所

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第六条の規定により次のとおり交通制限をする。

昭和三十年十月二十一日

鳥取県公安委員会

- 委員長 堀 安 成 文
- 制限の場所

米子市道市庵道線米子市立町四丁目七六番地地先から米子市両三柳二四八四番地地先までの一七〇〇メートルの間

一 制限の種類

自動三輪車以上の自動車（軽三輪を含む）の通行を禁ずる

二 制限の期間

昭和三十年十月二十日から十一月三十日まで